

# ～ほっと通信～

## 消費者被害にあわないために

消費者被害や還付金詐欺など多発しています。コロナに関する新しい詐欺も増えています。ご注意ください。

「自分は大丈夫」と思っている人ほど悪質商法等にひっかかりますよ。



### 騙されないための5つのポイント！！

- ①簡単にドアを開けない！
- ②「話だけでも聞こうかな」は危険！！
- ③うますぎる儲け話には落とし穴！！
- ④必要のない物はキッパリ断ろう！
- ⑤すぐに契約せずにはまずは身近な人に相談する！



### 効果的な断り方5か条！！

- ①「買いません」
- ②「必要ありません」
- ③「身内に同業者がいます」
- ④「二度と電話しないでください」
- ⑤「お帰り下さい」



永山地域包括支援センター（永山3条19丁目永山市民交流センター内）

☎ 40-2323 📠 40-2340 裏面へ⇒

# クーリング・オフ制度とは・・・？

○法律で定められた特定取引について、契約してしまった場合でも、**一定期間内**であれば一方的・無条件に解約することができる制度のこと。（ただし場合によっては、期間を過ぎてもクーリング・オフできる場合がありますので、すぐにご相談ください。）

取引内容	販売方法	期間
訪問販売	訪問販売、点検商法、アポイントメントセールス キャッチセールス、催眠商法	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘販売、資格商法	8日間
連鎖販売取引	(店舗での契約を含む) マルチ商法	20日間
特定継続的 役務提供	店舗での契約を含む6業種(エステ、語学教室、学 習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介 サービス)	8日間
業務提供 勧誘販売	(店舗での契約を含む) 内職・モニター商法	20日間
訪問購入	(店舗以外の場所での) 訪問買い取り	8日間

【ハガキの書き方例】

郵便はがき

切手

簡易書留  
又は  
特定記録

自分の住所  
自分の氏名

北海道〇〇市……〇〇番地

〇〇販売株式会社  
御中

右の契約を解除します。

〇年〇月〇日

●契約(申込み)年月日 〇年〇月〇日

●販売業者購入業者名 〇〇販売株式会社

●担当者名 〇〇太郎

●商品名 羽毛布団

●契約金額 〇〇、〇〇〇円

◀必ず両面コピーのうえ、郵便局で「簡易書留」か「特定記録」にして差し出しましょう。窓口で「受領証」を受け取り、ハガキの両面コピーと合わせて保管しておいてください。

クーリング・オフは、書面を発信したときから効力を発します。記録が残る方法で送付しましょう！  
2022年6月から電磁氣的記録によるクーリング・オフが可能になりました。

